

事務連絡  
令和4年8月23日

各 { 都道府県  
市町村  
特別区 } 衛生主管(部)局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」(令和2年7月29日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添)の適切な運用に努めていただいていることと存じます。

一部の自治体において、火葬場にひっ迫が生じており、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬に当たり、通常よりも長期にわたる待機が発生しているという報道が見られます。同ガイドラインにおいては、御遺体が非透過性納体袋※に適切に収容され、かつ適切に管理されていれば、御遺体からの感染リスクは極めて低く、非透過性納体袋に収容・密閉されていれば、御遺体への特別な感染対策は不要であるとされており、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬時間と、それ以外の方の火葬時間を分ける必要があるとはされていませんので、改めて関係機関に周知いただきますよう、お願いいたします。

※ 御遺族等の方の心情等の観点から、少なくともお顔の部分が透明な非透過性納体袋の使用が推奨されています。